

ディスクロージャー誌

信託業法第34条に基づく説明書類

2026年3月期



オルタナ信託

ALTERNA TRUST

オルタナ信託株式会社

基準日：2026年3月31日

縦覧開始日：2026年7月31日

※本誌は信託業法第34条に基づいて作成したディスクロージャー誌です。計数は原則として単位未満を切り捨てて表示しています。

当社で取扱のない取引及び該当のない事項については、本文中で表示するほか、索引（法定開示項目一覧）内に掲示しています。

目次

1. 信託会社の概況及び組織
2. 信託会社の業務の状況
3. 信託財産の状況及び分別管理の状況
4. 信託会社の財産の状況
5. 内部管理の状況
6. 子会社等の状況
7. 苦情処理措置及び紛争解決措置
8. 法定開示項目対応表

1. 信託会社の概況及び組織

(1) 会社概要

項目	内容
商号	オルタナ信託株式会社
本店所在地	〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-9-8 人形町PREX 3階 (注) 2026年7月1日付で下記に移転しています。 〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-9-6 堀留ゼネラルビル 5階
沿革	2025年6月に信託業免許を取得し、2025年7月より営業を開始しました。
業務の種類	信託業及びこれに付随する業務
営業所	本店のみ

(2) 役員及び使用人の状況

区分	内容
代表取締役社長	池田匠作
取締役	上野貴司、丸野宏之、仲井 隆、栗田直樹、加登 勝
監査役	中川浩志
使用人	5名（役員を含む役職員総数：12名）

(3) 株主及び親法人等の状況

項目	内容	
主要株主	三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社	85.1%
	三井住友信託銀行株式会社	14.9%
親法人等	三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社	
親法人等との関係	親会社としての資本関係のほか、役員兼任及び出向者受入があります。	

2. 信託会社の業務の状況

(1) 業務の概況

当事業年度においては、日本銀行による金融政策正常化の進展や新NISA制度の定着を背景に、個人による資産運用需要が拡大し、「貯蓄から投資へ」の流れが一層進展いたしました。また、デジタル証券（セキュリティ・トークン）をはじめとするオルタナティブ投資への関心も高まり、個人投資家の投資対象は多様化しつつあります。

このような環境のもと、親会社である三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社が運営する個人向け資産運用サービス「ALTERNA（オルタナ）」においては、不動産やインフラ等の実物資産を中心とした投資機会の提供が進み、デジタル証券を活用した資産運用市場の拡大が続きました。

当社は、2025年6月に信託業免許を取得し、同年7月より営業を開始いたしました。営業開始後、デジタル証券に係る受益証券発行信託の受託者として4件を受託し、2026年3月末時点の受託財産残高は43,357百万円となりました。また、信託事務の運営体制、内部管理態勢及びリスク管理態勢の整備を進めるとともに、安定的な信託業務の遂行に向けた人員体制及び規程類の整備に取り組みました。

項目	内容
信託業以外の業務	該当事項はありません。
信託契約代理店	当期末0店（前期末から増減なし）

(2) 主要業務指標

指標	数値
信託財産残高	43,357百万円
信託報酬	154,965千円
営業利益	80,426千円
経常利益	79,163千円
当期純利益	55,068千円

3. 信託財産の状況及び分別管理の状況

(1) 各種信託の残高

区分	有価証券の信託 (運用信託)
元本	19,611百万円
売渡手形等	21,616百万円
収益	15百万円
その他	2,113百万円
負債合計	43,357百万円

(2) 各種信託の信託財産別残高

区分	有価証券の信託 (運用信託)
有価証券	1,857百万円
信託受益権	37,299百万円
その他の債権	1,144百万円
預け金	3,055百万円
資産合計	43,357百万円

(3) その他

項目	件数	残高
金銭評価の困難な信託	0件	評価額0百万円
流動化を目的とした信託	4件	元本額43,357百万円

(4) 信託財産残高表及び信託財産収支表

- 信託財産残高表
 - 資産合計及び負債合計はいずれも43,357百万円です。
 - 資産の主な区分は信託受益権、負債の主な区分は有価証券の信託です。
- 信託財産収支表
 - 対象事業年度末時点において、当社が受託している各信託の決算期が到来していないため、該当事項はありません。

(5) 分別管理の状況

当社は、信託財産を当社の固有財産及び他の信託財産と分別して管理しています。有価証券その他の信託財産は、信託契約、帳簿及び社内規程に基づき、信託財産ごとに区分して管理しています。

信託財産の管理は、信託事業部、デジタル運用部及びデジタルカस्टディ部が所管し、必要に応じてコンプライアンス部、経営企画部及び内部監査室がモニタリング又は監査を行います。

(6) 指図を受ける信託に関する事項

当社が受託する信託は運用型信託であり、信託財産の管理又は処分について指図を受ける信託には該当しません。

4. 信託会社の財産の状況

(1) 貸借対照表（2026年03月31日現在、単位：千円）

区分	金額	区分	金額
資産の部		負債の部	
I.流動資産		I.流動負債	
現金・預金	63,416	未払金	672
売掛金	24,212	未払法人税等	29,506
短期貸付金	650,000	未払消費税等	14,335
その他	639	預り金	2,060
流動資産合計	738,268	流動負債合計	46,574
		負債合計	46,574
II.固定資産		純資産の部	
投資その他の資産		株主資本	
供託金	25,000	I.資本金	332,500
繰延税金資産	2,033	II.資本剰余金	
投資その他の資産合計	27,033	資本準備金	332,500
固定資産合計	27,033	資本剰余金合計	332,500
		III.利益剰余金	
		その他利益剰余金	
		繰越利益剰余金	53,726
		利益剰余金合計	53,726
		株主資本合計	718,726
		純資産合計	718,726
資産合計	765,301	負債・純資産合計	765,301

(2) 損益計算書（単位：千円）

科目	金額	
I.営業収益		
信託報酬	154,965	154,965
純営業収益		154,965
II.販売費及び一般管理費		74,539
営業利益		80,426
III.営業外収益		
受取利息	1,135	
その他	71	1,206
IV.営業外費用		
創立費償却	2,469	2,469
経常利益		79,163
税引前当期純利益		79,163
法人税等	26,128	
法人税等調整額	△2,033	24,094
当期純利益		55,068

(3) 株主資本等変動計算書（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	純資産 合計
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	332,500	332,500	332,500	△ 1,341	△ 1,341	663,658	663,658
当期変動額							
当期純利益				55,068	55,068	55,068	55,068
当期変動額合計	-	-	-	55,068	55,068	55,068	55,068
当期末残高	332,500	332,500	332,500	53,726	53,726	718,726	718,726

(4) 重要な注記事項及び監査の状況

- 創立費は効果の及ぶ期間（5年以内）にわたり償却しています。
- 信託報酬は、信託設定時点又はサービス提供期間にわたり収益認識しています。
- 有価証券、有形固定資産及び無形固定資産、社債、借入金並びに引当金は、該当事項はありません。
- 会社法上の会計監査人は設置していません。金融商品取引法に基づく財務諸表監査については、センクス監査法人による監査を受けています。監査役は、事業報告、計算書類及びその附属明細書について監査を実施しています。

5. 内部管理の状況

(1) ガバナンス及び法令遵守

当社は取締役会設置会社として、取締役会及び監査役による監督・監査体制を整備しています。信託業務は、信託業法その他の関係法令及び社内規程に基づき運営しています。

(2) リスク管理、信託財産管理及び内部監査

コンプライアンス部及び経営企画部等が業務をモニタリングし、信託事業部、デジタル運用部及びデジタルカストディ部が信託財産の管理を行います。内部監査室は、内部管理態勢及び信託財産管理に関する監査を実施します。

親会社等との取引については、通常取引で行われる取引価格を基に取引条件を設定し、取締役会において合理性を確認しています。

6. 子会社等の状況

子会社等：該当事項はありません。

7. 苦情処理措置及び紛争解決措置

当社は「苦情等対応規程」を定め、お客様からの苦情等に対し、お客様の立場を尊重し、迅速、誠実かつ公平な対応を図ることを基本方針としています。

- 苦情相談窓口：オルタナ信託株式会社

項目	内容
所在地	〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-9-8 人形町PREX 3階 (注) 2026年7月1日付で下記に移転しています。 〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-9-6 堀留ゼネラルビル 5階
電話	03-6820-9640

- 指定紛争解決機関：信託協会 信託相談所

項目	内容
電話	0120-817-335 又は 03-6206-3988
受付日	月曜日から金曜日（祝日及び銀行の休業日を除く）
受付時間	9:00から17:15

- 苦情申出後、原則として2か月を経過しても解決しない場合には、信託協会のあっせん委員会を利用できます。

8. 法定開示項目対応表

法定開示項目	該当箇所
信託業法施行規則第43条第1項第1号	信託会社の概況及び組織（第1章）
同項第2号	信託会社の業務の状況（第2章及び第3章）
同項第3号	信託会社の財産の状況（第4章）
同項第4号	内部管理の状況（第5章）
同項第5号	子会社等の状況（第6章）
同項第6号	苦情処理措置及び紛争解決措置（第7章）